

地方消費者行政活性化基金の制度概要

約304億円

- 消費者行政強化に取り組む自治体を支援。
（「身近な消費生活相談体制の下支え」と「地域の消費者問題解決力の向上」）
- 地域の発意と創意工夫を支援するため、メニュー方式を採用
- 事業実施に当たっては、中期的な消費者行政活性化の方針に基づき、計画的に推進
- 毎年度の基金の取崩可能額は、当該都道府県（管内市町村を含む）の消費者行政予算の総額の2分の1まで（被災4県は3分の2まで）
- 活性化事業の実施期間は、25年度まで（当初、23年度までのところを1年ずつ2回延長）

20年度2次補正 150億円
 21年度1次補正 約72.7億円
 24年度当初 5億円（一般会計）／ 3.6億円（復興特会※1）
 24年度補正 60.2億円
 25年度当初 5億円※2（一般会計）／ 7.3億円（復興特会※1）

※1 被災4県（岩手、宮城、福島、茨城）が対象

※2 自治体の自主的な判断に基づき事業実施する通常の基金事業とは異なり、当該予算では、国から先駆的な政策テーマを提案し、地方と連携して実施

事業メニュー

① 消費生活相談機能整備・強化事業【市町村】

- ・消費生活センターや窓口の整備（新設、増設、拡充）
(複数市町村による連携事業を含む)
- ・センターにおける消費生活相談対応力強化のための専門家（弁護士等）の活用
- ・消費者からセンターに寄せられた製品関連事故の原因究明等のための機能強化
- ・苦情処理委員会の開催、あっせん等の強化

② 消費生活相談員養成事業【都道府県※1・市町村】

- ・管内の消費生活相談を担う人材の養成

③ 消費生活相談員等レベルアップ事業【都道府県※1・市町村】

- ・相談員への研修開催、研修参加支援

④ 消費生活相談体制整備事業【都道府県※2・市町村】

- ・消費生活相談員等の配置のための人事費・待遇改善

⑤ 市町村の基礎的な取組に対する支援事業【都道府県】

- ・市町村の相談体制整備や水準向上への支援

⑥ 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業【都道府県・市町村】

- ・消費者教育推進法の制定を踏まえた消費者の安全と安心を確保するための事業
- ・地域の多様な主体等との連携・協働による事業（団体への序所事業を含む）
- ・事業者指導や法執行等の強化を図るための事業
- ・その他先進性・モデル性の高い事業

⑦ 消費者安全法46条2項に基づく法定受託事務

